

「かながわ消費者施策推進指針」に基づく 令和8年度事業の方向性について

令和7年11月6日

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部消費生活課

今回の報告について

- 令和7年9月末時点での状況をまとめたもの
- 予算調整中のため、あくまで方向性としてお示しする

【事業計画の報告時期について】

令和6年度の事業計画までは、前年度の事業実績と併せて5月の審議会で報告していましたが、より効果的に事業を実施していくため、令和7年度の事業計画から事業実施前に審議会へ報告しています。

※ 令和7年度の事業計画は、第23期第3回審議会（令和7年1月27日）で報告しました。

【目次】

令和7年度新規事業の進捗について

令和8年度の新たな取組について

基本方向ごとの主な取組の方向性について

令和7年度新規事業の進捗について

第23期第3回審議会（令和7年1月27日開催）で報告した令和7年度新規事業について、令和7年9月末時点での進捗状況は次のとおりです。

学校向け消費者教育教材の充実（A2504）

中学校・高等学校向けデジタル教材・事例動画等について、現在作成中であり、11月末までに作成し、各学校等へ提供する。

フリーペーパーへの記事掲載（A2506）

5回実施済み（全10回 令和8年2月まで実施予定）

テーマ	内容
5月 消費者月間	県内の消費者団体の取組みの発信などを行う消費者月間の紹介
6月 消費生活相談窓口（188）の案内	自動音声などで官公庁名などを名乗る不審な電話への注意喚起
7月 インターネット被害未然防止講座	インターネットの危険性などを分かりやすく学べる講座の案内
8月 高齢者の被害防止（事例紹介）+高齢者特別相談	悪質な訪問買取に係る注意喚起と対応方法を情報提供
9月 消費生活相談概要	分電盤等の点検商法に係る注意喚起

令和7年度新規事業の進捗について

高齢者等見守りネットワーク構築に係る支援 (F2501)

既に構築済み	鎌倉市
年度内に構築予定	相模原市
<ul style="list-style-type: none">・横浜市・川崎市ほか県内17市町にヒアリング済。・実質的に消費者行政も含めた「高齢者の見守り」を実施している市が多いことを確認したため、国に認証してもらえるよう支援を継続する。	

バックアップ弁護士相談 (I2504)

実施回数	13回
利用者	41名
満足度	98%

【感想】

- ・法的な考え方を教えてもらい、精神的に楽になった
- ・無料で相談でき、心強かった
- ・消費生活センターの紹介なので安心して相談できた
- ・たとえ金銭被害の回復は難しくても、消費者問題に詳しい弁護士の説明を聞くことで納得した

令和8年度の新たな取組について

事業建てとして、新規に実施する事業はいまのところ予定していませんが、啓発・広報活動について、以下のとおり新たな取組を検討しています。

既存の事業	新たな取組
<p>【県警と連携したイベント】 10月：消費者週間＋旬間出陣式 (県警察・一日署長等) 1月：110番の日（県警察） +県金融広報委員会（くらしの経済講演会）</p>	<p>キャラクター・タレントの利用 により、効果的に広報啓発 ※具体的なキャラクター等は未定</p>
<p>【「悪質な訪問販売 撲滅！」キャンペーン】 ・さまざまな広報媒体を活用 ・イベントと連動し、消費者トラブル未然防止を 幅広く呼び掛け</p>	<p>人気の落語家、 立川晴の輔さん</p> <p>令和7年度の「悪質な訪問販売 撲滅！キャンペーン イベント」に出演</p>
<p>【啓発物品・チラシの作成配布】 ・188の普及等について、県警察のイベントや防犯活動、 社会福祉協議会等を通じ配布</p>	

令和8年度取組の方向性

基本方向1：消費者力の育成・強化の取組の方向性

引き続き、消費者トラブルの未然防止を目的とした各種啓発や環境整備、消費者の対応力向上や持続可能な社会の形成に貢献する消費者行動の促進を目的とした消費者教育などを行います。

※画像は全て令和6年度のものです。

資料提供による啓発

事業番号	事業名	事業詳細	備考
A0003	中高生向け消費者教育資料等の提供	中学生用「STEP UP」、高校生用「JUMP UP」、教員用指導解説書「消費者教育サポートブック」の学校向け消費者教育資料を発行し、授業等で活用する。	
A0005	契約のきりふだ高齢者編の提供	消費者トラブルの手口と対処法、契約の基本事項等金銭教育に関する啓発資料を活用する。 ※「高齢者編」と「若者編」を隔年で作成している。	
A0013	「かながわ消費生活注意・警戒情報」の発行	消費者に特に周知する必要がある情報を迅速かつ的確に、県内に広く提供する。	

基本方向1：消費者力の育成・強化の取組の方向性

講座・イベントの実施による啓発

事業番号	事業名	事業詳細	備考
A0007	消費生活出前講座	悪質商法、商品の購入・サービスの利用に関する消費者トラブルの未然防止を図るため、様々な場でライフステージに応じた出前講座を実施する。	
D0001	金融広報委員会と連携した金融経済教育	金融経済情報資料を配布するとともに、経済講演会や金融広報アドバイザー派遣講座を実施する。	
A0011	「悪質な訪問販売撲滅！」キャンペーン	「悪質な訪問販売」について、注意喚起を促すためのキャンペーンを県警察などと連携して実施する。	
A0021	消費者月間及びかながわ消費者週間における啓発	消費者月間及びかながわ消費者週間において、消費者団体やNPO等が取り組んでいる消費者教育について、SNSを活用して広く県民に情報提供を行う。	

令和8年度取組の方向性

基本方向 1：消費者力の育成・強化の取組の方向性

グッズ配布による啓発

事業番号	事業名	事業詳細	備考
B0002	県警察との連携による消費者被害未然防止	県警察と連携し、被害の多い高齢者を対象とした、悪質商法や特殊詐欺などの被害防止のための啓発物品の配布などを実施する。	
C0001	高齢者にむけた消費者ホットラインの周知事業	消費者トラブルに巻き込まれた際に適切に対応できるよう、消費者ホットライン 188 を啓発するグッズなどを作成し、出前講座やイベント等の機会を通じて、高齢者に配布する。	
C0004	消費生活相談窓口の周知	多様な媒体を活用し、県内の消費生活相談窓口を効果的に周知する。	

基本方向 1：消費者力の育成・強化の取組の方向性

環境整備

事業番号	事業名	事業詳細	備考
G0001	消費者教育教員研修	教員等を対象に、幅広い消費者問題に関する研修を実施する。	対象：県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教員等
G0002	消費生活相談員有資格者に向けての担い手育成研修	消費生活相談員有資格者を対象に、消費者問題に関する講座の実施に必要な知識や技能等を習得するための研修を実施する。	

持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進

事業番号	事業名	事業詳細	備考
H0001	エシカル消費の普及	食品ロス削減、フェアトレード等のエシカル消費の普及に向けて、SNS等を活用した啓発を図る。	

令和8年度取組の方向性

基本方向2：消費者トラブルへの対応と被害の救済

引き続き、消費者トラブルに遭ってしまった消費者への速やかな相談対応等や、被害に至ってしまった場合の救済などを実施していきます。

【主な事業】

相談対応

事業番号	事業名	事業詳細	備考
I0001	消費生活相談	複雑・多様化する消費者問題に対応し消費者の被害を救済するため、電話やメールなどで消費生活相談を実施する。	
K0001	多重債務相談	多重債務者等生活再建が必要な人を支援するため、専門の窓口や福祉等の関係機関と連携し多重債務相談を実施する。	
I2504	バックアップ弁護士相談	法的な支援が必要な相談者を、消費者問題に詳しい弁護士に直接つなぎ、無料のバックアップ弁護士相談を実施する。	

令和8年度取組の方向性

基本方向2：消費者トラブルへの対応と被害の救済

職員及び相談員向け研修

事業番号	事業名	事業詳細	備考
J0002	契約弱者に配慮した相談対応研修	高齢者、障がい者等の特性に配慮した相談対応を図るため、福祉関係機関等と連携した研修を実施する。また、消費生活出前講座の講師となる相談員等に対する研修を実施する。	
J0093 V0093	新規課題対応研修	消費生活相談における新たな課題に対応するため、県・市町村の職員及び相談員を対象とした新規テーマを扱う研修を実施する。	

被害の救済に向けた取組

事業番号	事業名	事業詳細	備考
L0002	被害救済委員会	消費者から知事への被害救済の申出により、知事から付託された消費者被害に係る紛争について迅速な処理を行うため消費者被害救済委員会を開催する。	
L0002	被害救済検討チーム	消費者被害の未然防止と救済に向け、かながわ中央消費生活センターに寄せられた相談事案の中から、事業者指導、消費者被害救済委員会への付託及び適格消費者団体への情報提供を検討する。	

令和8年度取組の方向性

基本方向3：事業者への指導等による消費者の利益の保護

引き続き、消費者被害の拡大防止・消費者の利益の保護のため、不当な行為を行う事業者への指導や信頼される事業者活動の促進、商品やサービスの安全・安心の確保に向けた施策などを実施していきます。

【主な事業】

不当な行為を行う事業者への指導等

事業番号	事業名	事業詳細	備考
O0001	特定商取引法に係る不当な行為を行う事業者への指導・処分	専門職員やアドバイザー等を配置し、事業者による違法、悪質な勧誘行為等に対し指導・処分を実施する。	
O0002	特定商取引法第60条に基づく申出・目安箱	不当な取引行為を行う事業者に関する情報収集を幅広く行い、法令に基づく事業者指導をより一層進めるため、県民からの情報提供を求める。	
T0001	景品表示法に係る不当な行為を行う事業者への指導等	事業者による不当表示に対し指導等を実施する。	

令和8年度取組の方向性

基本方向3：事業者への指導等による消費者の利益の保護

信頼される事業者活動の促進等

事業番号	事業名	事業詳細	備考
Q0002	「悪質な訪問販売 撲滅！かながわ宣言」宣言団体等との取組み	<p>「宣言」に係る取組を着実に推進とともに、宣言団体による自主的な取組を促進する。</p> <p>また、「宣言」に係る取組の効果検証を図る。</p> <p>さらに、「悪質な訪問販売 撲滅」の機運を高めるため、キャンペーンを実施し、啓発グッズ等を配布する。</p>	
Q0003	事業者団体との連携	事業者団体の懇談会、意見交換会等に消費生活相談員や職員が参加し、消費者保護の観点から事業者との連携を推進する。	

令和8年度取組の方向性

基本方向4：「オールかながわ」による消費者施策の推進

引き続き、「オールかながわ」での市町村や消費者団体等への支援や、連携した施策を実施していきます。

【主な事業】

関係団体や市町村の取組の支援

事業番号	事業名	事業詳細	備考
V0001	相談員実務研修	市町村で採用後、概ね2年以内の相談員に対し、かながわ中央消費生活センターでの受入研修を実施する。	
W0002	消費生活相談員等巡回訪問	市町村から依頼を受けて県の相談員等を派遣などして、助言するとともに、定期的に市町村相談窓口を巡回して、各市町村の取組状況や課題を直接確認し、情報共有を図ったうえで、必要な支援を行う。	
X0001	消費者行政強化事業費補助金等の交付	市町村の消費生活相談体制整備や、市町村が実施する消費者行政推進のための取組等に対し、国の地方消費者行政強化交付金を活用し、補助金を交付する。	令和8年度の国交付金制度は国による見直しが進められており、その具体的な内容は令和8年1月頃に把握できる見込み。

令和8年度取組の方向性

基本方向4：「オールかながわ」による消費者施策の推進

関係団体や市町村との連携

事業番号	事業名	事業詳細	備考
Y0001	適格消費者団体との連携	適格消費者団体が適切に役割を果たすことができるよう、差止請求事案に関する意見交換を行うとともに、交付金を活用した財政面での支援を行う。	
Y0002	消費生活相談担当者会議	市町村の消費生活相談担当者との会議を開催し、情報の共有等を図る。	